

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和2年6月23日（令和2年（行情）諮問第336号）

答申日：令和5年5月1日（令和5年度（行情）答申第48号）

事件名：特定文書番号の文書において通知した不利益処分の原因となる事実を証する資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下、順に「文書1」ないし「文書6」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月3日付け情報公開第00198号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）電磁的記録についても特定を求める。

本件各対象文書に電磁的記録が存在するのであれば、それについても特定を求める。

（3）文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）処分庁は、平成31年4月3日付けで受理した審査請求人からの開示請求「平成17年4月27日付け情報公開第00763号及び平成17

年2月7日付け情報公開第00338号に係る不利益処分の原因となる事実を証する資料」に対し、6件の文書を特定し、2件を開示、4件を部分開示とする決定を行った（令和元年6月3日付け情報公開第00198号。原処分。）。

(2) これに対して審査請求人は、令和元年6月13日付けで、原処分の一部の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙記載の6文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書5及び6の総番号、発受信時刻、パターンコード及び配布先一覧については、現在外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し不開示とした。

(2) 文書1及び文書3の不開示部分については、個人に関する情報であって、特定個人の識別につながるおそれ、及び公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当し不開示とした。

(3) 文書6（外務省職員、防衛庁職員等の氏名）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため、法5条1号に該当し不開示とした。

(4) 文書5（4～7頁目）については、情報提供者の氏名・所属等、情報提供者の識別につながる情報については、公にすることにより、今後情報提供者からの協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号に該当し不開示とした。

(5) 文書5（理由1及び4以外の不開示部分）及び文書6（理由1、3以外の不開示部分）の不開示部分については、公にしないことを前提とした我が国政府部内の活動等に関する記述であって、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、米国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあると同時に、政府部内の率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張するが、処分庁は上記3のとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行ってお

り、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求人は、「本件各対象文書に電磁的記録が存在するのであれば、それについても特定を求める。」旨主張するが、本件対象文書については紙媒体しか保有しておらず、電磁的記録の存在は確認できなかった。

(3) 審査請求人は、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める次第である。」旨主張するが、本件審査請求を受けて改めて確認したところ、原処分で特定した文書以外に本件対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年6月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月17日 審議
- ④ 令和5年3月30日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年4月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書（別紙の2に掲げる6文書）を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 開示請求文言にある不利益処分とは、過去に処分庁が開示請求者に通知した行政文書開示等決定通知書において、本来不開示とすべきところを開示として決定していた部分について、不開示への変更を行った処分であると解される。また、本件開示請求は、当該不利益処分の原因となった事実に係る文書及び当該不利益処分の対象文書を求めていると解される。このため、処分庁は、本件対象文書として、当該不

- 利益処分の原因となった事実に係る文書である文書1ないし文書4の開示決定通知書及び当該開示決定通知書に係る請求対象文書一覧，並びに当該不利益処分の対象文書である文書5及び文書6を特定した。
- イ 本件審査請求を受け，処分庁において再度探索を行ったところ，当該不利益処分の原因となった事実に係る文書である，外務省から開示請求者宛てに送付した「行政手続法に基づく聴聞について（通知）」及び「行政手続法に基づく聴聞について（日程変更）（通知）」の2件の文書を紙媒体として保有していることを確認したことから，当該2文書についても，新たに特定することとする。
- ウ 本件対象文書は紙媒体として作成・取得したもの又は電磁的記録として作成・取得したものであるが，不利益処分に係る聴聞に関する文書一式として紙媒体を正本として，紙媒体の状態で行行政文書ファイルに托じて保存・管理している。当初保有していた電磁的記録については，紙媒体での保存・管理を開始するまでに廃棄しており，本件開示請求の時点では存在しない。
- エ なお，新たに開示すべき文書を特定したことに伴い，念のため，担当部署において書架，書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが，本件対象文書及び新たに特定した文書の外に，本件請求に該当する文書の存在は確認できなかった。
- (2) 当審査会において本件対象文書及び諮問庁から提示を受けた別紙の3に掲げる文書を確認したところ，文書1及び文書3は本来不開示とすべきところを開示として決定した行政文書開示決定通知書，文書2及び文書4はそれぞれの開示決定通知書に対応する請求対象行政文書一覧及び不開示理由一覧，文書5及び文書6は不利益処分の対象となった文書，諮問庁が新たに特定するとしている2文書は不利益処分に係る聴聞の実施を開示請求者に通知した文書であると認められる。本件開示請求文言を踏まえ，当該不利益処分の原因となった事実に係る文書及び当該不利益処分の対象文書として，本件対象文書に加え新たに文書を特定するとの上記(1)の諮問庁の説明は首肯できる。これに加え，審査請求人において，本件対象文書及び新たに特定するとしている文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると，外務省において，本件対象文書及び新たに特定するとしている文書の外に，本件請求文書に該当する文書は保有しているとは認められない。
- したがって，外務省において，本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙の3に掲げる2文書を保有していると認められるので，これを特定し，改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書のうち不開示とされた部分は、文書1及び文書3の開示請求者の氏名、文書5及び文書6の電信システムに関する情報、文書5の政府部内で協議・検討した内容並びに文書6の米国と協議した内容であることが認められる。

(1) 開示請求者の氏名について

本件対象文書のうち、文書1及び文書3の不開示部分には、開示請求者の氏名が記載されていることが認められる。

当該部分は、開示請求者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 電信システムに関する情報について

本件対象文書のうち、文書5及び文書6は、いずれも外務本省から在外公館に宛てた電信案であることが認められる。

諮問庁は、不開示部分のうち、パターンコードは、公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあると説明する。

かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 政府部内で協議・検討した内容について

本件対象文書のうち、文書5の10頁目ないし15頁目及び文書6の22頁目ないし36頁目の不開示部分には、弾道ミサイル防衛（以下「BMD」という。）に係る日米共同技術研究及び同研究に係る了解覚書に関して政府部内で協議・検討した内容が記載されており、文書5の2頁目及び27頁目ないし29頁目の不開示部分にはBMDに係る日米共同技術研究に関する対外説明方針が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、国際的な武器共同研究に関する政府部内での検討事項等が明らかとなり、今後、他国等との交渉上不利益を被るおそれ及び国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の

理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 米国との了解覚書について

本件対象文書のうち、文書6の5頁目ないし11頁目及び15頁目ないし20頁目は、防衛庁（当時）と米国防省との間で締結したBMDに係る日米共同技術研究に関する了解覚書であることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、防衛庁（当時）と米国防省との間で改訂に合意したBMDに係る日米共同技術研究に関する了解覚書であり、その内容を公にしないことを前提としたものである。これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該部分は内容について公にしないことを前提とした了解覚書であり、これを公にした場合、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は、否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 太田匡彦，委員 佐藤郁美

別紙

1 本件請求文書

平成17年4月27日付け情報公開第00763号及び平成17年2月7日付け情報公開第00338号に係る不利益処分の原因となる事実を証する資料。

2 本件対象文書

文書1 行政文書の開示請求に係る決定について（通知）（平成17年2月7日付け情報公開第00338号）

文書2 請求対象文書一覧（2003-00001）

文書3 行政文書の開示請求に係る決定について（通知）（平成17年4月27日付け情報公開第00763号）

文書4 請求対象文書一覧（2005-00229）

文書5 BMD（日米共同技術研究に係る関係閣僚会合等）

文書6 BMD日米共同技術研究（MOUの改訂）（3件）

3 改めて開示決定等をすべき文書

「行政手続法に基づく聴聞について（通知）」

「行政手続法に基づく聴聞について（日程変更）（通知）」